

平成25年(ワ)第46号 損害賠償請求事件

直送済

原告 武田悦子 外821名

被告 東京電力株式会社 外1名

答弁書

平成25年9月5日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

| | | |
|--------------------|-----------|--|
| 被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 | 棚 村 友 博 | |
| 同 | 田 中 秀 幸 | |
| 同 | 中 川 明 子 | |
| 同 | 安 井 綾 | |
| 同 | 永 岡 秀 一 | |
| 同 | 青 木 翔 太 郎 | |
| 同 | 島 田 雄 介 | |
| 同 | 瀧 泽 輝 | |

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
被 告 東京電力株式会社
上記代表者代表執行役 廣瀬直己

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビル
シティユーワ法律事務所（送達場所）
電話 03-6212-5500
FAX 03-6212-5700
被告東京電力株式会社
訴訟代理人弁護士 棚村友博
同 田中秀幸
同 中川明子
同 安井綾一
同 永岡秀一
(連絡担当) 同 青木翔太郎
同 島田雄介
同 瀧澤輝

第1 請求の趣旨（ただし、平成25年6月10日付け訴状訂正申立書により訂正後のもの）に対する答弁

1 本案前の答弁

請求の趣旨第3項（2）、第4項（2）及び第5項（2）の訴えのうち、原告らの被告東京電力株式会社に対する訴えを却下する。

2 請求の趣旨第3項（2）、第4項（2）及び第5項（2）を除く本案の答弁
原告らの被告東京電力株式会社に対する請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用について

訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 本案前の答弁の理由

原告らは、被告東京電力株式会社（以下「被告東京電力」という。）に対し、「福島県いわき市全域において空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置」を行い、かつ、福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）における各原子炉の廃止措置が終了するまで、1か月3万円又は8万円の割合による金員の支払を求めている（請求の趣旨第3項（2）、第4項（2）及び第5項（2））。

しかしながら、以下の事情に照らし、原告らの上記請求は金員支払い請求の期間を具体的に特定せず、また、その実現が不可能な行為を前提とする点において全体として不適法な請求であり、却下を免れない。

1 原告らの請求は内容が不特定な行為を前提としていること

原告らは「福島県いわき市全域において空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置」が行われることを前提に損害賠償請求をしているが、原告らが前提とする原状回復措置については具体的方法が何ら特定されていない。

また、原告らは、「福島第一原子力発電所において各原子炉の廃止措置が終了する」ことを前提に損害賠償請求をしているが、原告らが前提とする原子炉の廃止措置とは何を意味するかについても何ら具体的に特定されていない。

したがって、原告らの損害賠償請求は、内容が不特定な行為を前提としており、不適法である。

2 原告らの請求は実現が不可能な行為を前提としていること

原告らは、「福島県いわき市全域において空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置」が被告らによって行われることを前提に損害賠償請求をしているが、除染によって放射性物質を完全に除去する方法については現時点では確立されておらず、除去した放射性物質の保管や処分の方法も確立されているわけではないことから、本請求は、当初から執行不能である上、現実的に実現不可能な行為を被告東京電力に求めるものである。東京高判平成25年6月13日においては、「土地を汚染した放射性物質を毎時0.046マイクロシーベルトまで除去せよ」との控訴人の原状回復に関する訴えを不適法であるとして、却下している。

また、「福島県いわき市全域」における空間線量については、特定の計測場所と異なり、計測することが不可能であることから、かかる内容を前提とする請求の終期を客観的に判断することも不可能である。

したがって、原告らの上記請求は、執行不能であり、実現が不可能な行為を前提としており、不適法である。

第3 請求原因（平成25年6月10日付け訴状訂正申立書により訂正後のもの）

に対する認否及び反論

1 「第1章 本件提訴に至る経過と本件訴訟の意義」（訴状10頁～18頁）について

本件訴訟提起の意義・目的等を述べるものであり、認否の限りでない。

2 「第2章 事実経過」（18頁～40頁）について

（1）「第1 当事者」（18頁）について

ア 「1 原告ら」について
不知。

イ 「2 被告東京電力」について
概ね認める。

ウ 「3 被告国」について
認否の限りでない。

(2) 「第2 原子力発電所の概要」 (19頁) について

ア 「1 福島第一原発の概要」について
概ね認める。ただし、「海拔」は、O. P.¹の誤りではないかと思われる。

イ 「2 原子力発電所の基本的な構造」について
原子力発電所の設計上、全ての交流電源（外部電源、非常用D/G）が喪失してしまうことが考慮されていなかったとの点、及び、本件原発において、最終的な熱の行き場がなくなり、原子炉及び格納容器が破壊されたとの点は否認し、その余は特に争うものではない。

(3) 「第3 本件事故の経過」 (24頁) について

ア 「1 東北地方太平洋沖地震の発生と被害の概要」 (24頁) について

¹ 本件原発の津波水位の設定にあたって採用された小名浜港工事基準面のことを指す(Onahama Peil)。小名浜港の標準水位をもって設計津波水位の基準となる海水平面を定めたものであり、本件原発の設置許可申請時に設定されている。

下記（ア）～（エ）記載の事実を除き、概ね認める。

(ア) 本件地震及び津波の発生経緯について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）の震源域（岩石が破壊した領域）は、日本海溝下のプレート境界面に沿って、岩手県沖から茨城県沖までの長さ約500キロメートル、幅約200キロメートル、深さ約5キロメートルから約40キロメートルに及ぶ。

宮城県牡鹿半島の東南東130キロメートルで発生した岩石の破壊は震源から周囲に広がり、震源の東側の日本海溝に近い、海底に近い場所で最大すべり量50メートル以上の極めて大きい破壊が発生した。

第一の破壊過程では長期間の水位上昇を伴う津波が発生し、第二の破壊過程では海底が急激かつ大規模に跳ね上がったことにより、短周期でかつ振幅の大きい（波高が高い）津波が発生した。

さらに破壊は震源の南の福島県沖、茨城県沖に進み、やはり津波が発生したと考えられる。

上記のとおり、本件地震は、それぞれの震源域において「連動」して発生したマグニチュード（M）9.0（世界観測史上4番目の規模）の巨大地震であり、本震規模では日本国内で観測された最大の地震である。

この地震に伴い発生し、東北地方太平洋沿岸に大規模災害を引き起こした津波（以下「本件津波」という。）は、津波の規模を表す津波マグニチュード（Mt）で9.1とされ、世界で観測された津波の中で4番目、日本では過去最大規模であった。

また、本件原発においては、宮城県沖及び福島県沖に想定されるすべり量の大きい領域（波源）から発生した津波のピークの重なる度合いが強く、敷地高を大幅に上回るO.P.+15.5メートルの浸水高となつたと考えられる。

(イ) 地震及び津波の想定

被告東京電力は、本件事故発生に至るまで、原子力安全委員会が2006年（平成18年）9月に公表した耐震設計審査指針（以下「新耐震指針」という。）や、同じく同委員会が1990年（平成2年）年8月に全面改訂を行った安全設計審査指針に基づき、想定される地震及び津波についての対策をとってきた。

特に津波については、社団法人土木学会（以下「土木学会」という。）が2002年（平成14年）2月に公表した「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）が、現在に至るまで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準であり、これに基づき津波評価を行って対策を講じてきている。

この津波評価技術は、実際に発生した津波の記録、痕跡等をもとに、同じ領域で発生した過去（既往）最大の津波を再現する波源モデルを設定した上で、波源の不確定性、数値計算上の誤差、地形データ等の誤差を考慮するため、その波源モデルの位置や向きなどの様々なパラメータを合理的範囲で変動させた多数の数値シミュレーションを実施し、評価対象地点に対して最も影響が大きくなる波源モデルを選定することにより、想定される最大の津波を評価するものである。地震が常に津波を発生させる訳ではなく、①地震の規模（断層の長さ、断層の幅、すべりの量）、②震源域の水域（深いほど持ち上げられる海水の量が多くなる）、③震源と評価地点との位置関係の要素の影響を大きく受けるため、津波評価を行うに当たっては、断層モデル（波源モデル）の設定が極めて重要なとなる。

また、被告東京電力は、これらの活動と並行して、文科省地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が2002年（平成14年）

7月に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）や、貞観津波に関する佐竹健治氏（以下「佐竹氏」という。）らの分析といった知見の進展も踏まえ、土木学会・津波評価部会に波源モデル策定の検討を委託するなど、検討を進めていた。

（ウ）本件地震及び本件津波が予測不可能であったこと

しかしながら、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、地震本部の「長期評価」において指摘された地震でも、佐竹氏らにより提案された貞観地震と同類の地震ではなく、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって「連動」して発生した巨大地震であった。すべり量も、過去の大地震とは比較にならないほど大規模であり、震源域が広範囲であることと相俟って、津波の規模、波高はおよそ予見できないものであった。

こうした複数震源領域における連動型地震及びそれに伴う巨大津波の発生は、以下のとおり、被告東京電力はおろか我が国どの地震に係る専門機関も想定していなかった。

すなわち、上記「長期評価」を公表した地震本部は、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「今回の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

2011年（平成23年）4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」

の中でも「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模と広域で甚大な津波災害」が挙げられている。

この中央防災会議の専門部会が2011年（平成23年）9月28日にとりまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、本件津波の特徴について「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。我が国の過去数百年の地震発生履歴からは想定することができなかつたマグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を運動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」とされている。

すなわち、政府機関ですら今回のような複数震源領域における運動型地震の発生は予見できず、また実際に予見していなかつたものである。

（エ） 本件地震及び本件津波に関するまとめ

以上のとおり、被告東京電力において、本件事故発生時点で本件地震及びそれに伴う大津波の発生を予見することはできなかつたものである。

イ 「2 本件事故発生と放射性物質の飛散」（24頁）について

（ア） 「（1）地震及び津波による本件事故の発生」について

第1段落は認める。

第2段落は認否の限りでない。

（イ） 「（2）地震動自体による原子炉等への影響」について

地震動により、1号機において原子炉系配管に破断又は破損が発生し、小破口冷却材喪失事故（S B—L O C A）が発生した可能性があるという点は不知、その余は認める。

(ウ) 「(3) 津波による全交流電源喪失」について

概ね認める。ただし、津波による主要建屋敷地への遡上は、1～4号機側で遡上高O.P. + 18メートル、5, 6号機側でO.P. + 14.5メートルにまで達していたものである。

(エ) 「(4) 各号機における過酷事故の発生に至る経過」について

a 「ア 1号機」について

「同日14時45分頃までに、溶融燃料落下による圧力容器底部の破損の可能性を含め、その閉じ込め機能を喪失させる損傷の可能性があり、格納容器についても同日未明までにはその閉じ込め機能に損傷が生じていたと考えられる。」との点については不知、その余は認め
る。

b 「イ 3号機」について

第1段落のうち、「同日9時10分頃までの間に、圧力容器又はその周辺部に閉じ込め機能を損なう損傷が生じていた可能性が高く、また、格納容器についても同月14日2時20分までの間に損傷が生じた可能性がある。」との点は不知、その余は認める。

第2段落のうち、「高圧注水系(HPCI)の停止後…消防車等による代替注水が行われた」ことは認める。また、「冷却機能喪失に基づく燃料の損傷に伴い圧力容器内で大量の水素が発生し、これが格納容器へ漏洩した後、建屋上層階に滞留した結果、同月14日11時1分、原子炉建屋4, 5階部分で水素爆発が発生した。」との部分については、冷却機能喪失に基づく炉心損傷に伴い大量の水素が発生したこと、同月14日11時1分に原子炉建屋において水素爆発が発生したという限りで認め、その余は知らないし否認する。

c 「ウ 2号機」について

概ね認める。

ただし、原子炉隔離時冷却系が機能を喪失したと判断されたのが 1
4 日 13 時 25 分、大きな衝撃音と振動が確認されたのは 15 日 6 時
14 分頃であり、その後、圧力抑制室の圧力計が計測不能となり、ま
た、正門付近で毎時 500 マイクロシーベルトを超える放射線量を計
測したのは 6 時 50 分である。

d 「エ 4号機」について

第 1 段落のうち、第 1 文は概ね認め、第 2 文は認める。

第 2 段落のうち、第 1 文は認め、第 2 文及び第 3 文は否認する。

4 号機の非常用ガス処理系配管は、排気筒の手前で 3 号機の非常用
ガス処理系配管につながっている。そのため、4 号機の非常用ガス処
理系配管の弁が電源喪失により開状態となり、3 号機で発生した水素
が 4 号機の排気管に流入した可能性がある。

また、第 2 段落の第 4 文は、15 日 6 時 14 分に本件原発の 4 号機
の原子炉建屋で水素爆発が発生したことは認める。

ウ 「3 放射性物質飛散に至る経過とその規模」（28 頁）について

(ア) 第 1 段落のうち、1 号機ないし 3 号機において炉心損傷に至ったこと、
1 号機、3 号機及び 4 号機で水素爆発が生じたこと、放射性物質が大気
中に放出されたことは認め、その余は否認する。

(イ) 第 2 段落のうち、放射性物質が降雨によって地上に落ち、山、田畠、
道路、樹木、海洋、河川、建築物の屋根等に降ったことは認め、その余

は否認する。

本件原発の1号機及び3号機で行われたベント作業によって、大気中及び海洋中に放出された放射性物質は大量とはいえない。本件原発の1号機及び3号機で行われたベントは圧力抑制室を通しての耐圧強化ベントであったが、この耐圧強化ベントとは、圧力抑制室内にある水のスクラビング（洗浄）効果によって放射性物質の大部分を除去し、圧力抑制室から耐圧性を強化した配管を通じて格納容器内の気体を放出（ベント）する仕組みとなっており、フィルタ装置付きのベントと同等程度の効果を有するものとして整備されていた。このため、上記ベントによる放射性物質の放出に当たっては、フィルタ装置付きのベントと同等程度に放射性物質の除去が行われた上で放出されたものであり、上記ベントに起因する放射性物質の放出量は本件事故による放射性物質の放出量全体の1%未満にとどまると推定されている。

(ウ) 第3段落のうち、本件事故が旧ソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵するとの点は否認するが、その余は概ね認める。

本件事故はチェルノブイリ原発事故に比べてセシウム137の放出量が約1/6、汚染面積が約6%、放出距離が約1/10の規模であり、両者の間には格段の相違がある。

(エ) 第4段落のうち、「『77万テラベクレル』（セシウム137換算で広島原爆の約1688発分）」との点は否認するが、その余は概ね認める。

「1688発分」との記載は「168発分」の誤記であると考えられる。なお、77万テラベクレルが「セシウム137換算で広島原爆の約168発分」と述べたのは、原子力安全・保安院ではなく、政府であ

る。政府が、このような試算値の算定を行ったのは、衆院科学技術・イノベーション推進特別委員長が、同委員会において「広島型原爆の何発分かを政府として正確にしてほしい」と要求していたことに対応するものであったが、同時に、政府は、本件事故と広島原爆との比較自体には「原子爆弾は爆風、熱線、中性子線を放出し、大量の殺傷、破壊に至らしめるもの。放射性物質の放出量で単純に比較することは合理的ではない」と否定的な考えを示している。

(オ) 第5段落は概ね認める。ただし、2013年（平成25年）6月時点での放射性物質の放出による本件原発の敷地境界における放射線量は最大でも年換算で0.03ミリシーベルトであるから、本件事故直後と比較すれば、非常に微量である。

エ 「4 本件事故による放射能汚染が広域に広がっていること」（29頁）について

(ア) 第1段落については認める。

(イ) 第2段落については、環境省が当該内容の発表を行っていることは認めるが、原告らが引用する発表内容についてはあくまで推定にとどまる。

(ウ) 第3段落については、概ね認める。

ただし、ストロンチウム及びプルトニウムの検出量はごくわずかであり、平成23年9月30日付け「文部科学省による、プルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について」においても、「本調査において、プルトニウム、ストロンチウムの沈着量の最高値が検出された箇所において、仮に50年間滞在した場合に生じる、土壤からの再浮遊に由

来るする吸入被ばく、及び土壤からの外部被ばく線量の積算値について、IAEAが提案している緊急時の被ばく評価方法に基づき計算したところ、本調査においてセシウム134やセシウム137の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量と比べて、非常に小さいことが確認された。」、「本調査において確認されたプルトニウム238、239+240の沈着量は、いずれも、事故発生前に全国で観測されたプルトニウム238、239+240の測定値の範囲（過去の大気圏内核実験の影響の範囲）に入るレベルであった。」と報告されている。

オ 「5 避難指示等が招いた地域住民の混乱」（30頁）について
第1段落は認める。

第2段落は認否の限りでない。

第3段落のうち、原子力災害対策本部による区域指定については認め、
その余は認否の限りでない。

カ 「6 収束宣言と警戒区域の再編」（31頁）について

(ア) 「(1) 「冷温停止」宣言」について

2011年（平成23年）12月16日に政府の原子力災害対策本部において、本件原発について冷温停止状態にある旨が公表されたこと、
2011年（平成23年）12月15日現在で、1号機ないし3号機の
圧力容器底部温度が摂氏38度から68度であったこと、及び原子力安全・保安院が被告東京電力作成の施設運営計画を妥当と評価したことは
認め、保安院が「格納容器からの気体の放出を見ている。水は今後の検討」と述べたことについては不知、その余は否認ないし争う。

(イ) 「(2) 避難指示解除に向けた動き」について

政府の原子力災害対策本部が、2011年（平成23年）12月16日に、警戒区域及び計画的避難区域を避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の3つに再編する方針を公表したこと、政府の低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの報告内容については認め、その余は否認ないし争う。

政府が避難指示の基準とした年間20ミリシーベルトという数値は、国際放射線防護委員会（ICRP）が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲（年間20～100ミリシーベルト）のうち、安全性の観点から最も厳しい値を採用したものであり、年間100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、短期被ばくの場合ですら他要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいとされており、20ミリシーベルト以下となると、喫煙（年間1000～2000ミリシーベルト相当）、肥満（200～500ミリシーベルト相当）、野菜不足や受動喫煙（100～200ミリシーベルト相当）よりも発がんリスクは大幅に小さいとされているところである（後述の3、(1)、オ、(ア)、b（21頁以下）も参照）。

(ウ) 「(3) 警戒区域再編の動き」について

平成24年3月30日に南相馬市、田村市及び川内村内の警戒区域の区域再編について決定されたこと、同年4月1日に田村市及び川内村において警戒区域指定が解除されたこと、並びに、同月16日に南相馬市の警戒区域の指定が解除・再編され、同年7月17日に飯館村の計画的避難区域の指定が解除・再編され、同年8月10日に楢葉町の警戒区域指定が解除・再編されたことは認め、その余は否認ないしは認否の限りでない。

相馬市は、そもそも警戒区域に指定されていない。

キ 「7 被告国及び被告東京電力による「補償」」（34頁）について

(ア) 「(1) 被告国」について

a 「ア 被告国の中間指針の作成及び同指針第1次追補作成までの経緯」について

(a) 第1段落及び第2段落は認める。

(b) 第3段落のうち、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）の記載内容については認め、その余は否認し、争う。

(c) 第4段落のうち、中間指針が政府による避難等の指示等による避難者の慰謝料額について、本件事故から6か月間は月額10万円（避難所等の場合は12万円）を目安としていることは認め、その余は否認する。

(d) 第5段落及び第6段落は認める。

(e) 第7段落のうち、中間指針が政府による避難等の指示等に基づかずして避難をした者（以下「自主的避難者」という。）による損害賠償について規定していないこと、原子力損害賠償紛争審査会において自主的避難者に対する賠償の考え方について審議がなされたことは認め、その余は否認する。

b 「イ 中間指針第1次追補の内容」について

概ね認めるが、「中間指針第1次追補」とあるのは、「中間指針追補」が正しい（以下同じ。）。

(イ) 「(2) 被告東京電力」について

a 「ア 中間指針第1次追補が発表されるまで」について

(a) 第1段落及び第2段落は認める。

(b) 第3段落は否認する。

(c) 第4段落のうち、被告東京電力が被害者との間で締結する合意書にいわゆる清算条項を設けていないこと、裏付け資料については写しで足りる扱いとすることもあることは認め、その余は認否の限りでない。

(d) 第5段落は認否の限りでない。

(e) 第6段落のうち、被告東京電力が、原子力損害賠償支援機構法に基づいて2011年（平成23年）11月4日に作成した特別事業計画の中で「被害者の方々への「5つのお約束」」を記載したこと認め、その余は否認する。

(f) 第7段落は認否の限りでない。

b 「イ 中間指針第1次追補発表後の被告東京電力の賠償状況」について

認める。

(ウ) 「(3) 被告東京電力の賠償に対する評価」について

否認し、争う。

被告東京電力の自主的避難等対象者の方々に対する賠償内容は、後述の3、(1)、エ、(イ)（19頁以下）のとおりである。

3 「第3章 損害論」（41頁～76頁）について

(1) 「第1 被害実態」について

ア 「1 福島県いわき市の地域性」について
認否の限りでない。

イ 「2 本件事故による地域の放射性物質汚染」について

(ア) 「(1) 本件事故による放射能汚染」について

a 第1段落及び第2段落のうち、本件事故が旧ソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵するとの点は否認するが、その余は概ね認める。

上記のとおり、本件事故はチェルノブイリ原発事故に比べてセシウム137の放出量が約1/6、汚染面積が約6%，放出距離が約1/10の規模であり、両者の間には格段の相違がある。

b 第3段落は概ね認める。

なお、上記のとおり、77万テラベクレルが「セシウム137換算で広島原爆の約168発分」だと述べたのは、原子力安全・保安院ではなく、政府である。政府が、このような試算値の算定を行ったのは、衆院科学技術・イノベーション推進特別委員長が、同委員会において「広島型原爆の何発分かを政府として正確にしてほしい」と求めたことに対応するものであったが、同時に、政府は、本件事故と広島原爆との比較自体には「原子爆弾は爆風、熱線、中性子線を放出し、大量の殺傷、破壊に至らしめるもの。放射性物質の放出量で単純に比較することは合理的ではない」と否定的な考え方を示している。

c 第4段落のうち、放射性物質が、大気、土壤、地下水、河川、海洋などに放出されたことは認め、その余は不知又は否認する。

d 第5段落は認め、第6段落は不知。

(イ) 「(2) いわき市の放射線測定値」について

いわき市が放射線量の測定値を公表していること、これらによれば、
いわき市の放射線量が避難等対象区域や他の自主的避難等対象区域に比
して大幅に低いものとなっていることは認め、最終段落は争い、その余
は不知。

(ウ) 「(3) 小括」について

争う。

ウ 「3 事故直後の時期における被害」 (47頁) について

原告ら各人の請求との関係が明らかではないため認否の限りでない。

エ 「4 初期避難期間終了後の継続的被害」 (54頁) について

(ア) 「(1) 帰郷の選択をせざるを得なかったこと」及び「(2) 継続的
な精神的被害」について

原告ら各人の請求との関係が明らかではないため認否の限りでない。

(イ) 「(3) 賠償の名に値しない一律払い」について

被告東京電力の自主的避難者に対する賠償内容については、以下 a な
いし c の限りで認め、その余は否認し、争う。

a 原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、
第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間
指針追補」(以下「中間指針追補」という。)は、自主的避難者に対
する賠償について、「精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一

定額を算定するとともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断した。」とし、「具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。」としている（中間指針追補6～7頁）。

被告東京電力は、かかる中間指針追補を受けて、自主的避難等対象者の方々に、精神的損害・避難費用・生活費増加費用を含めて、一人当たり40万円（子供及び妊婦）又は8万円をお支払いしている。また、実際に避難した子供及び妊婦に対しては、中間指針による40万円に別途20万円を上乗せしてお支払いしている。

- b さらに、被告東京電力は、本件事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方のうち、2012年（平成24年）1月1日から同年8月31日の間に18歳以下であった期間がある方及び2012年（平成24年）1月1日から同年8月31日の間に妊娠されていた期間がある方について、2012年（平成24年）1月1日から同年8月31日までの損害として、精神的損害及び生活費の増加費用等を含めて、一人当たり8万円をお支払いしている。
- c また、被告東京電力は、本件事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方に対して、追加的費用等に対する賠償金として一人当たり4万円の賠償金をお支払いしている。

オ 「5 放射線被ばくの危険ー生命身体への侵害に対する不安」（60頁）

について

(ア) 「(1) はじめにー不安の根源」について
知らないし争う。

- a 本件事故後の福島県いわき市における放射線量の状況については、
2011年（平成23年）6月13日時点で、毎時0.09マイクロ
シーベルトないし毎時0.43マイクロシーベルトを記録しており、
2013年（平成25年）3月31日時点では、毎時0.05マイクロ
シーベルトないし毎時0.18マイクロシーベルトを記録している（い
わき市災害対策本部が公表している放射線測定値を参照）。
- b 放射線被ばくによる人体への健康影響については、政府の要請に基
づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された「低線量被ばくの
リスク管理に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）
の場において、それまでにおける国内外の放射線被ばくと健康影響に
関する科学的知見の整理が行われ、その結果を取りまとめた報告書（以
下「WG報告書」という。）が公表されている。このWG報告書によ
れば、低線量被ばくの健康影響については次のように整理されている。
・ 現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、
放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被
ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難
しいとされている（同4頁）。
・ この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価で
あり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算
量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間
で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている。こ
の効果は動物実験においても確認されており、本件事故によって

環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる（同4～5頁）。

- ・ 年間 20 ミリシーベルト被ばくするとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低く、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度である（同9～10頁）。

また、このWG報告書を踏まえて作成されたパンフレットにも、「国際放射線防護委員会（ICRP）の推計では、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが約0.5%増加するとされています。」、「放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。それは、他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さいためです。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられましたが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていません。」「東京～ニューヨーク間の航空機旅行（往復）での高度による宇宙放射線の増加 0.2ミリシーベルト（200マイクロシーベルト）」とされている。

このような科学的知見も踏まえて、文部科学省においても、一般公衆の年間被ばく限度に関して、本件事故後の復興時において、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な自安について、原子力安全委員会の意見も踏まえて、年間上限20ミリシーベルトを自安とするものとしている（2011年（平成23年）4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」）。

て（通知）」）。これは、ICRPが本件事故後の2011年（平成23年）3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後的一般公衆における参考レベルとして、1～20mSv／年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を公表していることを受けてのものであり、このことは、我が国の政府（文部科学省）の取り扱いにおいても、WG報告書にあるような科学的知見に基づき、また、国際的な専門機関であるICRPの見解も踏まえ、復興時において、年間20ミリシーベルトまでの被ばくについては学校の校舎・校庭利用の観点からも支障がないものである（すなわち、社会的に許容される水準である）との考えが明らかにされていることを意味する。

低線量被ばくによる健康影響については、広島・長崎での原子爆弾による短時間での放射線被ばくに関する半世紀以上の疫学調査を始めとする研究成果に基づき、国連科学委員会（UNSCEAR）を始めとする国際機関において科学的・医学的な観点から検討が重ねられ、一定の国際的な合意形成・検討が重ねられている。

すなわち、原子爆弾等による短時間での放射線被ばくでも、年間100ミリシーベルト以下の被ばく線量では他要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。さらに、このような短期被ばくと比較して、長期被ばく（低線量被ばくの継続により積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくすること）の場合には、より健康影響が低いとされている（なお、ICRPは、長期にわたる低線量被ばくのリスクを考慮する際には、低線量での健康影響の程度は高線量の場合の半分になるとして評価を行っている。）。

WG報告書においても、参考までに発がんリスクの高い行動を線量に置き換えてみると、例えば喫煙は年間1000～2000ミリシーベルト相当のリスクがあるとされています。

ベルト、肥満²は200～500ミリシーベルト、野菜不足³や受動喫煙⁴は100～200ミリシーベルトのリスクと同等とされている。

また、WG報告書や、経済産業省が2013年（平成25年）3月付けで公表した「年間20ミリシーベルトの基準について」によれば、警戒区域及び計画的避難区域の妊婦・子どもを中心に実施されたホルボディカウンター検査では、対象者の99.9%以上が預託実効線量⁵年間1ミリシーベルト未満、最大でも年間3.5ミリシーベルトであり、上記の科学的知見に照らしても、健康に影響が及ぶ程度の被ばくは確認されていない。

(イ) 「(2) 放射線の危険」について

a 「ア 低線量被ばく—放射線による有害作用—」について

(a) 第1段落及び第2段落については、概ね認める。

(b) 第3段落のうち、被ばく線量が100ミリシーベルトを超えるあたりから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加するものであること、現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされていること、及びICRPが1シーベルトの被ばくで約5%の発がんのリスクが増大するとの考え方を示していることは認め、その余は否認する。

² BMI (Body Mass Index : 肥満度) 23.0～24.9のグループに対し、BMI≥30のグループのリスク。

³ 1日当たり420g摂取のグループに対し、1日当たり110g摂取のグループのリスク。

⁴ 夫が非喫煙者である女性のグループに対し、夫が喫煙者である女性のグループのリスク。

⁵ 体内に取り込まれた放射性物質から受けると考えられる内部被ばくについて、成人で50年間、子どもで70歳までの線量を合計したもの。

まず、被ばく線量が100ミリシーベルトであっても、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている（WG報告書4頁）。

また、原告らは、「1Svで約5%のリスクが増大するとの考え方」が「100mSvなら約0.5%の増大を、10mSvなら約0.05%の増大を意味する。単純計算で、10mSvの場合、1万人当たり5人がガンを発症することを意味する。」と指摘するが、100ミリシーベルト以下の極めて低い線量の被ばくのリスクを多人数の集団線量（単位：人・シーベルト）に適用して、単純に死亡者数等の予測に用いることは、不確かさが非常に大きくなるため不適切であり、ICRPも同様の指摘をしているところである（WG報告書8頁）。

b 「イ 内部被ばく」について

内部被ばくの一般的な説明としては概ね認める。

もっとも、WG報告書によれば、臓器に付与される等価線量⁶が同じであれば、外部被ばくと内部被ばくのリスクは、同等と評価できるものであり、臨床的、疫学的研究では、小児期に被ばくした場合の甲状腺がん発症の過剰相対リスク⁷は、外部被ばくと内部被ばくの場合とで

⁶ 吸收線量（単位質量あたりに吸収されたエネルギー）に、放射線の種類による生物影響の程度の違いを反映する「放射線加重係数」を乗じて、同程度の生物効果を与える線量として定義したもの。放射線防護の目的で用いられる。単位はシーベルト（Sv）。

⁷ ある健康影響について、被ばくしたグループのリスクが対照とするグループのリスクと比較して何倍になっているかを表すものを「相対リスク」という。相対リスクが1であれば、放射線被ばくはリスクに影響を及ぼしていないということを意味する。過剰相対リスクは、相対リスクから1を引いたもので、調査対象となるリスク因子（この場合は被ばく放射線）の占める部分をいう。

近似している（同5頁）。

また、主にアルファ線を出すプルトニウムと主にベータ線を出すストロンチウムは、環境中に放出された量はセシウムと比べても極めて少なく、体内に取り込まれる量もセシウムに比べて少ないため、これらによる被ばく線量は、放射性セシウムによる被ばく線量に比べ小さい（同6頁）。

さらに、本件における内部被ばくについては、福島県が行っているホールボディカウンターによる測定では、6608人のうち99.7%の人が、セシウム134及びセシウム137による預託実効線量が1ミリシーベルト以下にとどまっている。なお、日本人が食品から受けれる自然放射線量の平均値は年間約0.41ミリシーベルトとされている（同14頁以下）。

c 「ウ ヨウ素131の影響」について

(a) 「①」について

第1段落及び第2段落については不知、第3段落については、一般にヨウ素131の半減期が8日間であるとされていることは認め、その余は不知。

(b) 「②」について

知らないし争う。

チェルノブイリ原発事故と比較し、本件事故におけるヨウ素131の放出量は、8.9%にとどまる（経産省20mSv基準リーフレット）。また、チェルノブイリ原発事故において、小児の甲状腺がんが増加した原因是、事故直後の数か月間に放射性ヨウ素により汚染された牛乳の摂取による選択的な甲状腺への内部被ばくによるものであり（WG報告書6頁），本件事故による環境中の影響によ

って、チェルノブイリ原発事故の際に大量の放射性ヨウ素を摂取したとは考えられない（WG報告書7頁）。

d 「エ 子どもへの影響」について

原告ら各人の請求との関係が明らかではないため認否の限りでない。

(ウ) 「(3) 原告らの生命身体に対する不安」について

原告ら各人の請求との関係が明らかではないため認否の限りでない。

カ 「6 「地域力の低下」という複合的被害」 (65頁) について

原告ら各人の請求との関係が明らかではないため認否の限りでない。

(2) 「第2 被侵害利益」 (71頁) について

争う。

(3) 「第3 慰謝料」 (74頁) について

争う。

4 「第4章 被告らの責任」 (77頁~135頁) について

(1) 「第1 被害の甚大性と被告らの高度の注意義務」について

「1」ないし「4」については、原告らの請求との関連性が明らかでないため、認否の限りでなく、「5」は争う。

(2) 「第2 原子力発電の導入と推進の主体となった被告国に求められる高度の注意義務」 (83頁) について

認否の限りでない。

(3) 「第3 被告団の責任」（99頁）について
認否の限りでない。

(4) 「第4 被告東京電力の責任」（115頁）について
ア 「1 被告東京電力が負う高度の注意義務」について
争う。

イ 「2 事故の多発と安全性の軽視」（116頁）について
(ア) 「(1) 福島第一原発における事故の多発と被告東京電力による事故
隠し」ないし「(3) 地元住民の意見形成に対する『やらせ』」のうち,
本件事故当時, 炉心溶融を伴う重大事故に対する対策は, 法律上の規制
事項として義務付けられていなかったこと（訴状118頁）は認め, そ
の余は認否の限りでない。

(イ) 「(4) 被告東京電力は不十分な耐震設計指針にすら従わなかった」
について

a 「ア 不十分な耐震バックチェックと最終報告の先延ばし」につい
て

(a) 第1段落の第1文は認め, 第2文及び第3文は否認する。

被告東京電力は, 原子力安全・保安院から, 2006年(平成18)年に改訂された原子力安全委員会の新耐震指針を踏まえ, 新耐震指針に照らした耐震安全性評価の実施(以下「耐震バックチェック」という。具体的には, ①地質調査等, ②耐震安全性評価で用い
る基準地震動の策定, ③施設の耐震安全性評価の実施, ④地盤の安
定性評価の実施, ⑤地震随伴事象評価の実施)と, その実施計画書

の提出を指示されたため、各種調査の実施を開始した。

しかし、この対応の過程である2007年（平成19年）7月16日に、新潟県中越沖地震が発生し、柏崎刈羽原子力発電所で従来の想定を超える地震動が観測されたため、耐震安全性評価の実施計画の見直し結果の報告等を求める指示が出された。このため、被告東京電力は、追加の地質調査を行うとともに、原子力発電所の安全性を早期に示す観点から、代表プラント（福島第一5号機、福島第二4号機）を選定し、当初予定されていなかった中間報告を2008年（平成20年）3月に提出した。

なお、この中間報告書は、原子力安全・保安院の審議を経て、2009年（平成21年）7月21日に同院より評価は妥当との見解が示されており、また、同年11月19日には、原子力安全委員会が評価の妥当性を確認し、その旨が公表されている。

新潟県中越沖地震の解明が進む中で、他の原子力発電所でも確認すべき知見が判明し、それらを取りまとめて原子力安全・保安院から新たな指示が出されたため、さらに耐震バックチェックが遅れる見込みであったことから、被告東京電力は、代表プラント以外のプラントについても中間報告書を提出することとし、2009年（平成21年）6月に本件原発1号機ないし4号機及び6号機についての中間報告書を提出した。

なお、新耐震指針において、基準時振動S/sによる地震力に対する安全機能の保持が求められていたのはSクラスの設備（耐震設計上の重要度が最も高い設備）であり、新耐震指針に基づく耐震バックチェックにおいても同様の安全機能の保持の確認が求められていたものであることから、被告東京電力は中間報告において上記Sクラスの主要な設備を対象として安全機能の保持の確認を報告したも

のであり、その余の設備についての最終評価は、最終報告書において行うこととしていた。

また、本件原発において、安全上重要な機能を有する主要な設備は、本件地震時及び本件地震直後においても、安全機能を保持できる状態にあったものと考えられるため、そもそも被告東京電力による施設の耐震安全性の点については、本件事故の発生とは関係がない。

(b) 第2段落は否認する。

被告東京電力は、当初2009年（平成21年）1月としていた最終報告書の提出時期を、2016年（平成28年）1月としたが、これは以下のやむを得ない理由によるものであり、被告東京電力において提出を先延ばしにしたという事実はない。

- ① 耐震バックチェックの作業開始後である2007年（平成19年）7月16日に新潟県中越沖地震が発生し、これを受けて同年7月20日に経済産業省から、新たに新潟県中越沖地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映すること等の指示が出され、かかる指示への対応が別途必要となった。
- ② 新潟県中越沖地震の解明が進む中で、他の原子力発電所でも確認すべき知見が新たに判明したため、原子力安全・保安院から2007年（平成19年）12月27日及び2008年（平成20年）9月4日の2回にわたって指示が出され、この新たな指示に対応するため地質調査、解析の見直し等が必要となった。
- ③ 地質調査にあたっては、正味の調査期間の他、調査エリアの住民の方々への説明や理解の期間、調査に必要な船舶や機器等の手配調整が必要であった。また、その調査内容は、陸域で実施する

地下探査や海域で実施する海上音波探査とともに、特殊な機材を使用する調査であり、実施可能な機関が限定されていた。

④ 解析等においては、モデル作成や対策案検討のための現場調査や解析作業に精通した技術者が必要となるが、すべての電気事業者が原子力安全・保安院の指示で一齊に動き出したために、対応できる技術者が不足した。

b 「イ 安全対策を先延ばしにする被告東京電力の姿勢」について否認し、争う。

上記のとおり、被告東京電力は、新耐震指針に対し、真摯に対応しており、また、耐震バックチェックについても積極的に進めていたものである。

(ウ) 「(5) 市民団体からの再三にわたる地震・津波対策の申入れをも無視」について

a 「ア 「原発の安全性を求める福島県連絡会」の申入れ」について「原発の安全性を求める福島県連絡会」が、被告東京電力に対し、原告らが主張する各文書を提出したことは認め、その余は認否の限りでない。

b 「イ 原発問題住民運動全国連絡センターの申入れ」について不知。

c 「ウ まとめ」
争う。

(エ) 「(6) 小括」について

否認し、争う。

ウ 「3 被告東京電力は、2002（平成14）年以降、故意とも同視し
うる重大な過失責任を負う」（123頁）について

(ア) 「(1) 被告東京電力は2002年には福島県沖の巨大地震を予見し
ていた」について

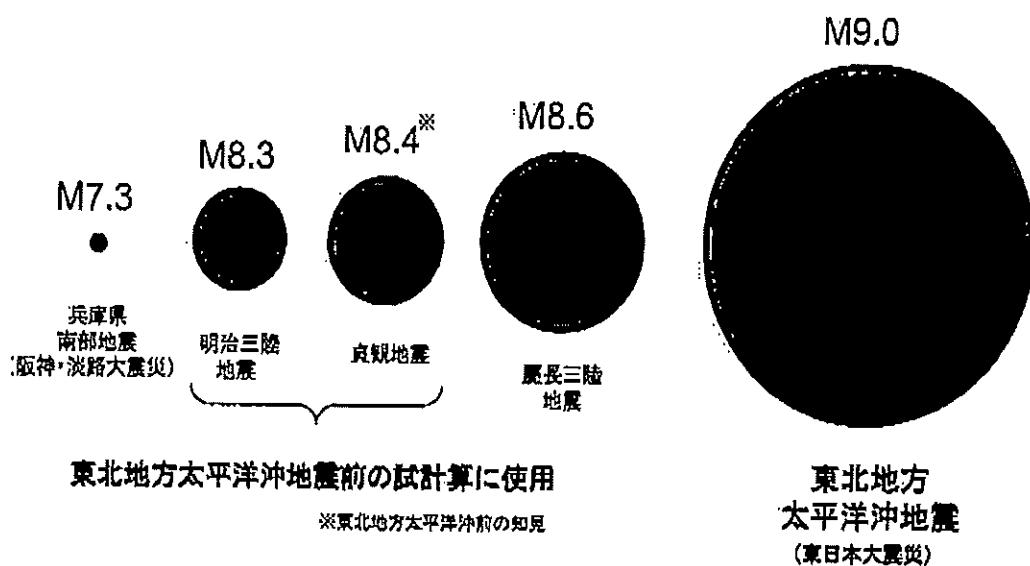
2002年（平成14年）7月に、地震本部が長期評価を発表したこと、この長期評価の中で、日本海溝付近のプレート間で発生したマグニチュード8クラスの地震は17世紀以降では、1611年の三陸沖、1677年11月の房総沖、1896年の三陸沖が知られており、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域全体のどこかで同程度の地震が発生する確率が今後30年以内に20%と推定され、津波マグニチュードの規模がMt 8.2前後と推定されることが指摘されていたことは認め、その余は否認し、争う。

この地震本部による長期評価は、あくまで各領域における地震発生について指摘しているに留まり、今回のようにそれぞれの領域をまたがり、かつそれが連動して発生するようなマグニチュード(M) 9.0, 津波マグニチュード(Mt) 9.1クラスの巨大地震・巨大津波までをも想定するものではなかった。現に、地震本部が本件地震発生の2か月前の2011年（平成23年）1月11日に公表した長期評価においても、本件地震で見られたような「広範囲な震源域の連動」は示されていない。

マグニチュードと地震波の形で放出されるエネルギーとの間には、標準的にはマグニチュードの値が1大きくなるとエネルギーは約32倍に、マグニチュードの値が2大きくなるとエネルギーは1000倍になると

いう関係がある。次頁の図は、明治三陸地震（マグニチュード8.3）、貞観地震（マグニチュード8.4）及び慶長三陸地震（マグニチュード8.6）と、本件地震（マグニチュード9.0）の地震エネルギーの大きさを比較した図である。本件地震のマグニチュード9.0という地震エネルギーがいかに大きいものかがわかる。

マグニチュードから見た地震エネルギーの大きさ



また、上記のとおり、この「長期評価」を公表した地震本部自身、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

さらに、地震本部の発表した長期評価は、津波評価方法を定めた唯一の基準である「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示すものではなく、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的に

どこの領域で、どれだけの幅、長さの断層が生じるのか、すべり量はどの程度か、その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのか、具体的には何ら明らかにするものではなかった。本件地震がそうであつたように、長さ500キロメートル、幅200キロメートルの範囲で、最大すべり量50メートルの断層が生じ、その結果発生する津波の波高というものについて、本件地震発生当時に具体的に予想されていたなどとは到底いうことができない。

したがって、同長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. + 15. 5 メートル）が発生することを具体的に予見することは不可能であった。

（イ）「（2）2006（平成18）年の溢水勉強会」について

原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構（JNES）が2006年（平成18年）5月に溢水勉強会を設置したこと、被告東京電力も当該勉強会にオブザーバーとして参加していたこと、当該勉強会の中で主要建屋が設置されている敷地高さ+1mの津波が無限時間継続すると仮定した場合、本件原発5号機を含むプラントの電源設備などが水没し機能を喪失する可能性について検討されたことは認め、その余は否認する。

溢水勉強会においては、いかなる津波が現実的に発生する可能性があるかという点の検討は行わずに、一定の想定外津波が発生するという仮定に立って「あくまで仮定という位置づけで、想定外津波に対するプラントの耐力について検討を実施した」ものである。

すなわち、どの程度の外部溢水があれば安全機器が機能を喪失するかを検討するために、「敷地レベル+1mの津波が無限時間継続する」という現実にはあり得ない状況を仮定して電源喪失の可能性が検討された

というものであり、どの程度の想定外津波が現実に発生する可能性があるかという点について検討されたものではない（「建屋への浸水評価においては、津波継続時間の考慮が必要であるが、今回は簡易評価として、これを考慮しないこととした（継続時間∞と仮定）。」）。

このことは、かかる溢水勉強会の結果を踏まえて保安院とJNESとの間で開かれた第53回安全情報検討会における配付資料において、全電源喪失の可能性が指摘されているにもかかわらず、冒頭に「原子力発電所の津波評価及び設計においては、『原子力発電所の津波評価技術（平成14年・土木学会）』に基づき、過去最大の津波はもとより発生の可能性が否定できないより大きな津波を想定していることから、津波に対する発電所の安全性は十分に確保されているものと考えている。今回、この想定を大きく上回る津波水位に対して、あくまで仮定という位置づけで、想定外津波に対するプラントの耐力について検討を実施した。」との記載があることからも明らかである。

(ウ) 「(3) 被告東京電力が本件事故の可能性を認識した時期」(124頁)について

a 「ア 2002(平成14)年、遅くとも2006(平成18)年には認識」について

否認し、争う。

上記(イ)で述べたとおり、被告東京電力は、2002年(平成14年)7月の段階で、福島県の太平洋沖で巨大地震とそれに伴う巨大津波の到来の可能性を認識しておらず、巨大津波の到来によって全電源喪失に陥り、その結果として放射性物質の拡散に至り得ることを予見することはできなかった。

また、2006年(平成18年)の前記溢水勉強会は、いかなる津

波が現実的に発生する可能性があるかという点の検討は行わないで、一定の想定外津波が発生するという仮定に立って「あくまで仮定という位置づけで」、プラントの耐力という施設面に係る技術的検討を実施したものである。

したがって、この勉強会の報告によって、本件地震に伴う本件津波のような巨大津波が発生することを予見し得たなどとは到底いうことができない（上記のとおり、地震の専門機関も本件地震の発生については想定外であったとしているところである。）。

b 「イ 被告東京電力のその後の知見の進展」について

(a) 第1段落のうち、「炉心の冷却に一部の機器しか使えなかったことから4基並行での冷却ができず、冷却停止は間一髪の状態であった。」との部分は、認否の限りでない。その余は概ね認める。

(b) 第2段落については、地震本部の「三陸沖から房総沖の海溝沿いのどこでも地震が発生する可能性がある」とする見解を具体的にどのように扱うかを社内において検討するための参考として、明治三陸地震の断層モデル（波源モデル）を福島県沖海溝沿い領域に適用して試計算を行ったところ、福島第一原子力発電所取水口前面で、津波水位は最大O.P.+8.4メートル～10.2メートル、1～4号機側の主要建屋敷地南側の浸水高は最大で15.7メートルの高さの津波が到達するとの結果を得たという限度で認める。

本件津波が発生した2011年（平成23年）3月11日当時ににおいて、福島県沖海溝沿い領域に設定すべき断層モデル（波源モデル）は確定していなかった。被告東京電力は、明治三陸地震の断層モデル（波源モデル）を福島県沖海溝沿い領域に仮に適用して試計算を行い、上記結果を得た。しかし、これは仮想的な計算の域を出ないものであり、これを具体的な設計上の対策に用いることができ

るようなものではなかった。そこで、被告東京電力は、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合には設定すべき断層モデル（波源モデル）について、土木学会にその検討を委託していたのであり、そのような検討が結論に至る前に、本件津波が発生したのである。

(c) 第3段落は認める。

(d) 第4段落については、2009年（平成21年）6月に産業技術総合研究所活断層・地震研究センターの岡村行信氏より、地震動の評価において、貞観地震を考慮していないことに対して疑義が示されたこと（ただし、岡村行信氏が疑義を示したのは、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG（第32回）であり、そもそも当該WGのテーマは地震動であって津波ではなかった。），その後、2009年（平成21年）8月28日及び9月7日に、被告東京電力が原子力安全・保安院の求めに応じて、佐竹論文を基にすれば津波高は本件原発でO. P. + 8. 6メートル～8. 9メートルになると説明したことは認め、その余は否認する。

貞観津波については、被告東京電力は、上記のとおり、当該WGに先立つ2008年（平成20年）10月時点で、既に産業技術総合研究所の佐竹氏より投稿準備中の論文について提供を受け、既に検討を開始していた。

同論文では、仙台平野及び石巻平野の津波堆積物調査結果に基づき、貞観津波の発生位置及び規模が推定されるとともに、波源モデル（断層モデル）についても2つの案が示されていた。

しかし、波源モデルの確定にまでは至っておらず、確定のために福島県沿岸等の津波堆積物調査を行うことが必要であるとされて

いた。また、このような内容は翌年4月に正式に発表された論文の中でも維持されていた。

そこで、被告東京電力は、2009年（平成21年）6月に、具体的な波源モデルの策定について土木学会へ審議を依頼した。それとともに、福島第一、福島第二原子力発電所への貞観地震による津波の影響の有無を調査するため、福島県の太平洋沿岸において津波堆積物調査を実施した。調査の結果、福島県北部では標高4メートル程度まで貞観津波による津波堆積物を確認したが、南部（富岡～いわき）では津波堆積物を確認できなかった。そのため、貞観津波についても、波源の確定のためには今後のさらなる調査・研究が必要と考えたものである。

なお、貞観津波の波源モデルは、結局、本件地震発生当時においても確定されていなかった。また、そもそも今回の東北地方太平洋沖地震は、佐竹論文にあるような地震規模（最大でマグニチュード8.4）とは次元の異なる、より広範囲を震源域とするマグニチュード9.0の連動的巨大地震であった。

このように、被告東京電力においては、土木学会に対して波源モデルの策定に係る検討を委託するなどしていたが、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったというのが実情である。

（エ）「（4）被告東京電力の注意義務違反」（125頁）について

原子炉事故対応の原則が、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」にあること、本件原発の非常用ディーゼル発電機が、2号機、4号機、6号機の各1台を除いていずれも海水冷却式であったことは認め、その余は否認し、争う。

(オ) 「(5) 被告東京電力の責任のまとめ」(128頁)について争う。

(5) 「第5 本件事故による被害拡大についての被告国及び被告東京電力の責任」(128頁)について

ア 「1 被告東京電力の情報提供義務違反」(128頁)について

(ア) 「(1) 被告東京電力は、原子力災害が発生した場合には、原告らに対し、避難の要否・避難の方法の検討に必要な情報を提供する法的義務があること」について

一般論として、原子力災害の発生時において、周辺住民が避難の要否及び避難の方法を検討するために必要な情報を得ることが重要であること、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）3条及び25条の規定の内容、並びに本件原発の原子力事業者防災業務計画において、原子力防災管理者（原子力災害対策特別措置法9条1項参照）が原子力災害対策特別措置法11条1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を整備することとされていることは認め、その余は否認する。

(イ) 「(2) 被告東京電力は必要な情報提供を行わなかった」について
第1段落及び第2段落は概ね認める。

第3段落のうち、「モニタリングカー1台のみで、福島第一原発敷地内の複数の地点においてモニタリングを行わざるを得なかった」との事実は否認し、その余は概ね認める。

被告東京電力は、本件原発において、2011年（平成23年）3月11日午後5時から、モニタリングカー1台を用いて、本件原発敷地内の複数の地点においてモニタリングを開始するとともに、同月12日か

ら同月 14 日の間は、被告東京電力柏崎刈羽原子力発電所から派遣したモニタリングカー 1 台も加えてモニタリングを行っている。

第 4 段落は概ね認める。

被告東京電力においては、通常時には、そのホームページに自動的にモニタリングデータの公表を行っていたものであるが、2011年（平成23年）3月11日の外部電源の喪失の結果、モニタリングポストでの計測ができなくなつたため、同日より、モニタリングカーによって環境放射線モニタリングを継続し、当初の公表においては、手作業等でまとめられる範囲の情報を公表していた（その後、同年3月25日からは外部電源が普及し、モニタリングポストでの計測が可能となつた。また、同年3月23日より、敷地内に仮設モニタリングポスト3台を新たに設置し、計測を行つてゐる。）。また、上記モニタリングカーはデータを2分間隔で取得できるものであったが、被告東京電力では、データの見やすさや従来の取扱いから10分間隔で測定したモニタリングデータを公表してきたが、その後、データの確認作業を進めた上、同年5月28日に改めて全体を取りまとめた上で公表している。

このように、被告東京電力は、本件事故発生直後から、環境放射線モニタリングについての情報の提供を継続的に行つてゐる。

第 5 段落及び第 6 段落は争う。

イ 「2 被告国情報提供義務違反」（131頁）について
認否の限りでない。

（6）「第 6 被告国及び被告東京電力の共同不法行為」（134頁）について
被告東京電力が被告国と共同不法行為責任を負うとの点は争い、その余は
認否の限りでない。

5 「第5章 結語」（136頁～138頁）について

(1) 「第1 史上最悪の公害事件の責任を問う」について
認否の限りでない。

(2) 「第2 結論」について
争う。

第4 本件訴訟の請求根拠について

本件訴訟において、原告らは、被告東京電力に対する請求の根拠として、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）所定の原子力事業者の責任及び民法709条に基づく一般不法行為責任を選択的に主張している（訴状138頁）。

被告東京電力は、被告東京電力が本件事故による原子力損害について原賠法3条に基づく責任を負う主体であることは争わない。したがって、原告らの本訴請求についても、原告らの被ったとする被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に従って、賠償に応じる方針である。

他方で、原告らによる被告東京電力に対する民法709条に基づく損害賠償請求については、本件事故による精神的苦痛の損害を求めるもので、原賠法2条2項に規定される「原子力損害」の賠償を求めるものであるところ、原子力損害の賠償については、原賠法が原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則として定められており、これにより、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除されると解することが相当であるから、原告らは被

告東京電力に対して、民法上の不法行為に基づいて損害賠償を求めることがそもそもできない(水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁。なお、控訴審である東京高判平成21年5月14日・判例時報2066号54頁においても、当該争点については第一審の判断を引用して同様の判断がなされ、上告不受理によって確定している。)。

実際にも、原告らの民法上的一般不法行為責任に係る主張については、原賠法に基づく無過失責任の主張との関係で「被告東京電力の故意・過失」という責任要件を加重するものであるところ、原子力事故に起因する損害について、被告東京電力が原賠法に基づく無過失責任を負う以上は、かかる要件の有無は被告東京電力の責任原因を何ら左右しないものであり、被告東京電力の責任を基礎付けるに当たって「被告東京電力の故意・過失」の存否に係る審理判断を行う必要がないことは明らかである。また、「被告東京電力の故意・過失」の存否に係る審理を行うことによって審理が長期化することは迅速な賠償の実現を阻害し、本件訴訟外の手続においては責任原因については争いがないことを前提として迅速に紛争解決が図られていることとも大きく均衡を欠く結果となる。

したがって、本件訴訟においては、原賠法に基づいて、本件事故と原告の主張する損害との間の相当因果関係の有無及び損害発生の有無についての審理が行われるべきであり、かつそれで足りるというべきである。

第5 結論

以上のとおり、原告らの請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の訴えは不適法であるから却下されるべきであり、また、その余の請求については速やかに棄却されるべきである。

以上